

大阪モノレールからの軌道事業の特許申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

平成31年2月7日（木） 11時30分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）
河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

< 国土交通省 >

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良調査官

4. 議事概要

1月17日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、次の理由により利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないことが確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

- ・ 門真南・鴻池新田・荒本・瓜生堂（仮称）駅間について、大阪モノレール延伸線を軌道法によって整備することにより、環状方向の鉄道アクセスの改善及び東西方向の鉄道網との連携強化を図り、公共交通の利用促進による環境負荷の軽減及び道路混雑の緩和等に資するものであること
- ・ 軌道（インフラ部）の整備は大阪府等が社会資本整備総合交付金により国及び周辺自治体からの補助を受け実施し、軌道（インフラ外部）の整備は申請者が実施するが、申請者負担となっている費用は開業37年目までに収支償う見通しであり収支採算上の問題は見当たらない等、事業が安定的・継続的に実施されると認められること
- ・ 本延伸計画については、パブリックコメントを経て、平成16年10月に近畿地方交通審議会答申第8号に京阪神圏の中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線と位置付けられており、事業化にあたっては、大阪府戦略本部会議において延伸の意思決定がなされている。また、沿線市

においても、延伸を前提としたマスタープランを策定しているほか、説明会、公聴会を計 8 回実施しており延伸に反対の意見はない等、沿線住民やバス事業者など関係者との調整が整っており、これらの状況からは利害関係人からの異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないこと

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第 7 条の 2 の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。